

第1章 プランの策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

(1) 高齢者保健福祉計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8により市町村による策定が規定されており、要介護者への介護サービスの提供のほか、寝たきり、認知症等の予防のためのサービスの提供、ひとり暮らしの高齢者への生活支援、元気な高齢者への健康づくりや生きがいがづくりも含め、地域における高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくり等について定めることとされています。

なお、平成20年3月に老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正されたことに伴い、平成20年4月に医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、これまでの老人保健事業は、健康増進法に移行しました。よって、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本計画は従来の老人保健事業に関する内容も包含して策定します。

(2) 介護保険事業計画の位置付け

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により市町村による策定が規定されており、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

(3) 両計画の調和と「基本構想」「基本計画」との関係

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉事業全般にわたる供給体制づくり等について定めるものであり、介護保険事業の円滑な運営に関して必要な事項を定める介護保険事業計画の内容を包含するものです。また、老人福祉法及び介護保険法では、これらの2つの計画を一体的に策定することとされており、本市においては、両計画を調和のとれた計画とするため「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定しています。

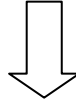
この「京都市民長寿すこやかプラン」は、安らぎのあるくらしと華やぎのあるまちを目指した「京都市基本構想」(平成11年12月策定)を受け、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示した「京都市基本計画」(平成13年1月策定)の分野別計画の一つとなります。

【プランの位置付け】

都市理念（都市の理想像）

世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て 1978(昭和 53)年 10 月 15 日宣言

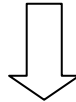


（市政の基本方針）

京都市基本構想

21 世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想
〔2001～2025 年〕

地方自治法第 2 条に基づき市会の議決を得て 1999(平成 11)年 12 月 17 日策定



京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す計画

〔2001～2010 年〕

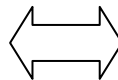
2001(平成 13)年 1 月 10 日策定

各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる計画

〔2001～2010 年〕

2001(平成 13)年 1 月 10 日策定

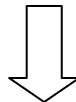


京都未来まちづくりプラン

未来の京都づくりに向けた 4 年間の羅針盤

〔2008 年～2011 年〕

2009 (平成 21) 年 1 月 27 日策定



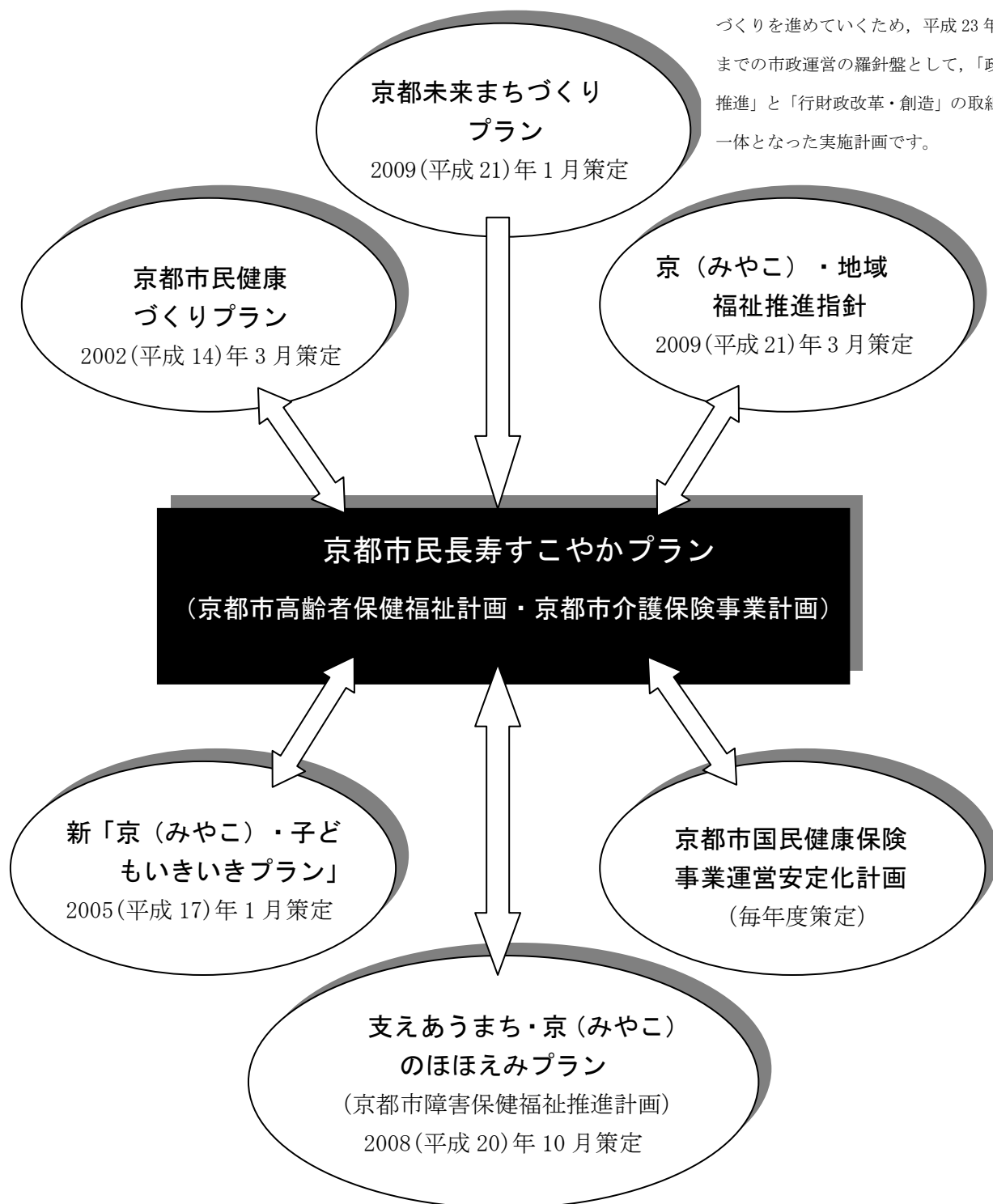
京都市民長寿すこやかプラン

（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）

また、平成21年1月に策定された「京都未来まちづくりプラン」を高齢者保健福祉の分野で具体化し、保健福祉の関係計画をはじめ、各分野別計画との十分な連携の下にプランを推進します。

【主な関係計画との連携】

※「京都未来まちづくりプラン」は、「共汗」と「融合」による未来の京都づくりを進めていくため、平成23年度までの市政運営の羅針盤として、「政策推進」と「行財政改革・創造」の取組が一体となった実施計画です。



2 計画期間

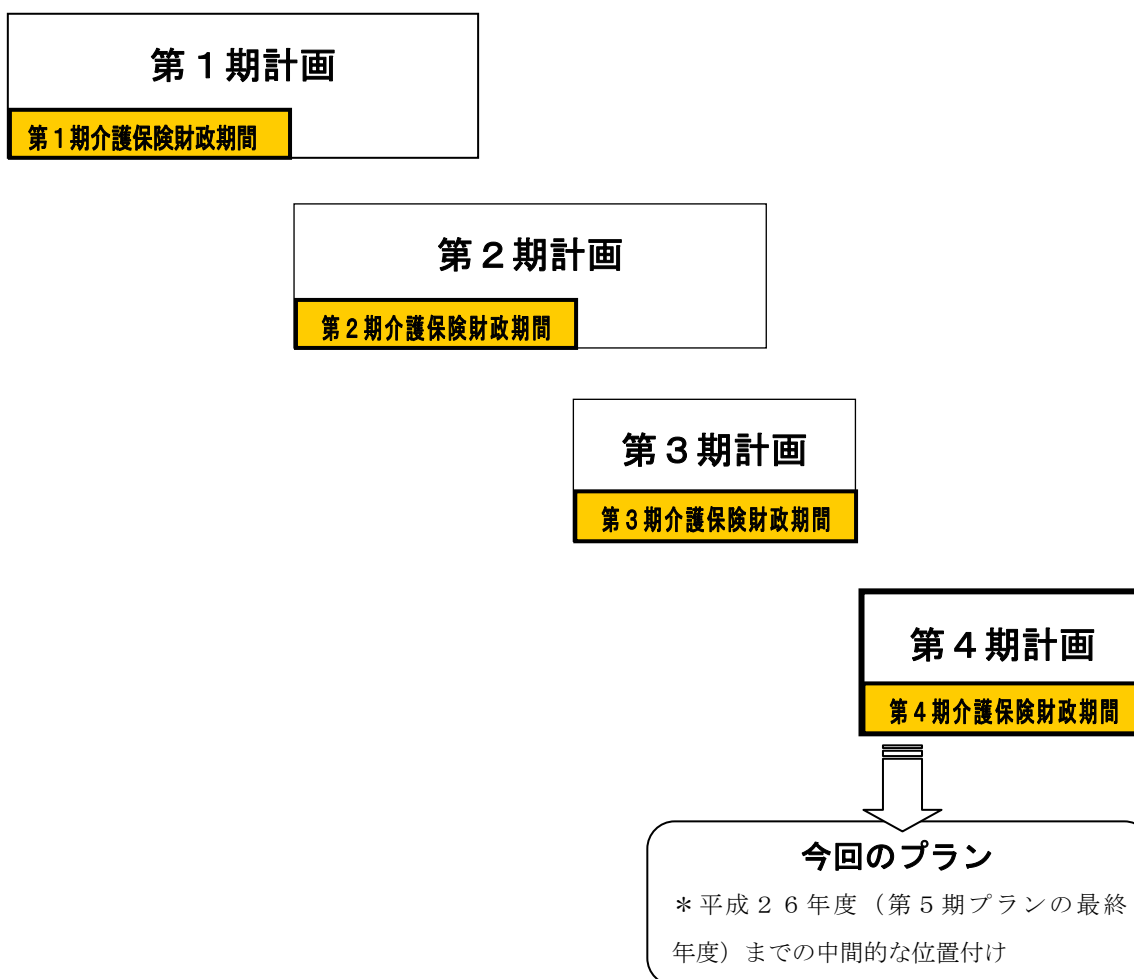
第4期プランの計画期間は平成21年度から23年度までの3年間です。

平成18年4月の介護保険制度の改正にあたっては、昭和22年から24年生まれの「戦後のベビーブーム世代」全体が65歳以上になる2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭に置いたうえで検討が行われました。

本市においても、長期的な視点に立ち、第3期プランにおいて設定した平成26年度（第5期プランの最終年度）の目標に至る中間的な位置付けとして第4期プランを策定しました。

【計画期間】

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



3 基本理念及び政策目標

プランの策定の目的は、長寿社会をめぐる様々な課題に対して、本市が目指す基本理念及び政策目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることです。

基本理念は長期的観点で定めるものであるため、第3期プランで掲げた「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」を、引き続き基本理念としました。また、政策目標については、基本理念の実現に向け、第3期プランの進ちょく状況をはじめ、本市の高齢者を取り巻く現状や今日的な課題等を踏まえ、第3期プランの4つの政策目標を継承することとしました。

第4期プランでは、この基本理念及び政策目標に基づき、1, 200年の悠久の歴史に培われた豊かな文化や伝統、自治と自立の気風等、京都らしさや特有の気質を生かしながら、「京都に住んでて良かった」と誰もが実感できる、世界に誇れる高齢者の住みやすいまちづくりを目指します。

■ 基本理念

「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」

■ 政策目標

◇ **政策目標1「一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち」**

長期にわたる高齢期において、どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう支援します。

◇ **政策目標2「健やかな生活を送ることができるまち」**

健やかで充実した生涯を送れるよう、世代や心身の状況に応じた健康づくり、介護予防を推進します。

◇ **政策目標3「地域で安心して自立した生活を続けられるまち」**

一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります。

◇ **政策目標4「高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち」**

高齢者が社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、社会参加活動を推進するとともに、市民と行政の揺るぎないパートナーシップの下、すべての世代が認め合い、支え合える心豊かな福祉社会の創造に挑戦します。

4 プランの策定の方法

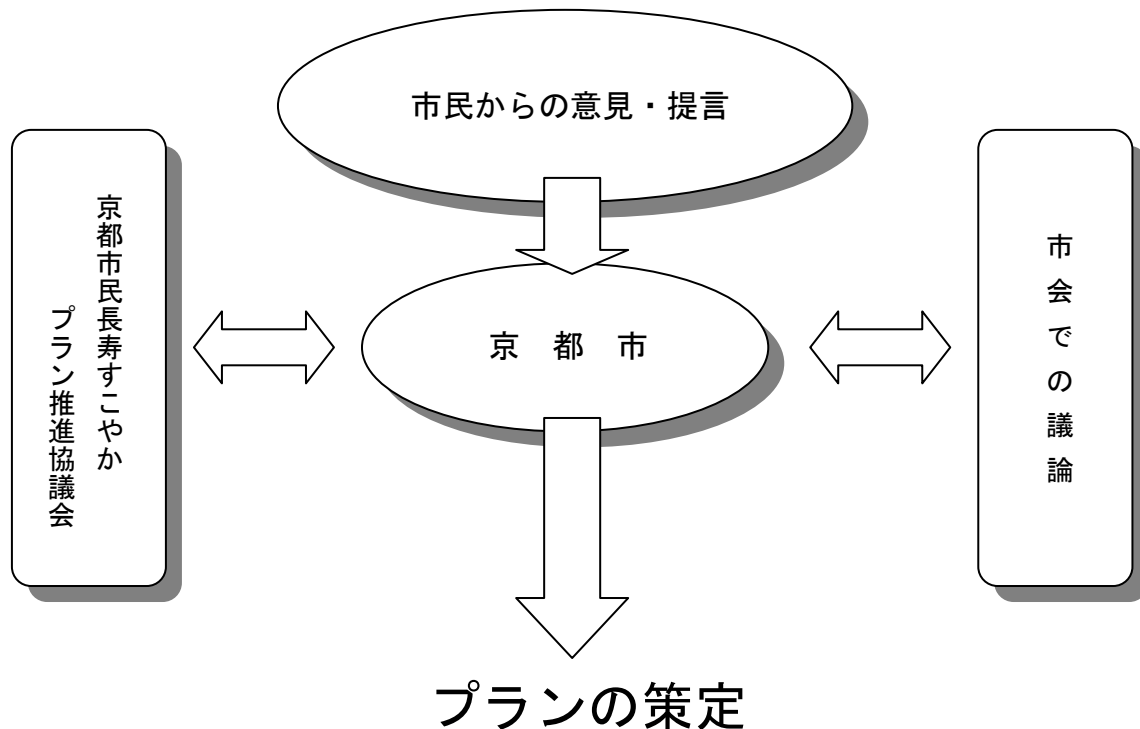
(1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での協議

本市では、プランの進捗状況を確認・評価し、着実な推進を図るとともに、次期プランの策定に関する協議を行うため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しています。この協議会（委員数：32名）では、6名の市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による幅広い協議が行われています。

なお、この協議会は公開しており、傍聴者からも貴重な意見・提言をいただいています。

(2) 市民参加

プランの策定に当たっては、市民の意見を取り入れるため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」への市民参加や公開のほか、平成19年12月に1万人を超える市民を対象とした「高齢者の生活と健康に関する調査・高齢期の生活と健康に関する意識調査」を実施し、第4期プランを策定するための基礎資料として活用しました。また、平成20年11月には中間報告を作成し、「ひと・まち交流館 京都」で市民説明会を開催するとともに、多様な機会をとらえ説明会や市民からの希望に基づき本市職員が出向いて説明する「出前トーク」を実施しました。また、平成20年11月から1箇月以上にわたり、パブリックコメントとして市民の皆様から意見・提言をいただくなど、市民参加により、プランづくりを進めてきました。



① 「高齢者の生活と健康に関する調査・高齢期の生活と健康に関する意識調査」の概要

ア 調査目的

介護サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握し、各サービスの見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握し、第4期プランの策定に向けての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

イ 調査期間

平成19年12月14日～12月28日

ウ 調査方法

郵送法

エ 調査の種別と調査対象

種別	調査対象
A 高齢者一般調査	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方 4,000人（抽出）
B 居宅サービス利用者調査	介護保険の居宅サービスを利用している方 3,500人（抽出）
C 居宅サービス未利用者調査	要支援・要介護認定を受けているが、介護サービスを利用していない方 1,750人（抽出）
D 若年者調査	40歳以上65歳未満の方 3,000人（抽出）

※A、B及びCを「高齢者の生活と健康に関する調査」、Dを「高齢期の生活と健康に関する意識調査」として実施。

オ 調査内容

【高齢者一般調査，若年者調査】

- 基本属性
- 身体・生活の状況
- 外出や生きがい活動の状況
- 介護予防に関する取組と意向
- 介護と在宅生活に対する意向
- 介護保険制度に対する意向

【居宅サービス利用者調査，居宅サービス未利用者調査】

- 基本属性
- 身体・生活の状況
- 外出や生きがい活動の状況
- 介護サービスの利用状況と利用意向
- 介護サービスの未利用理由
- 介護サービス等の情報に対する意向
- 施設への入所申込の状況
- 介護予防に関する取組と意向
- 介護と在宅生活に対する意向

○保険料，利用料に対する意向

○在宅介護の状況と意向

② 中間報告に係る市民説明会の開催と意見・提言の募集（パブリックコメント）

ア 市民説明会の開催

市民にプラン策定の検討内容を知っていただくとともに，市民の声をプランに反映させていくため，「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」での協議を経て，平成20年11月に第4期プランの中間報告をとりまとめました。この中間報告を基に平成20年11月17日に市民説明会を「ひと・まち交流館 京都」で開催し，高齢者を取り巻く状況や第3期プランの進ちょく状況，今後の重点課題や介護サービス量及び第1号被保険者の介護保険料の見込み等について説明しました。説明会には，210名の市民の参加があり，29名から54件の意見・提言（質問を含む。）をいただきました。

イ 意見・提言の募集（パブリックコメント）

平成20年11月から12月にかけて中間報告に係る市民からのパブリックコメントを広く募集し，個人52名，3団体から137件の意見・提言をいただきました。市民説明会でいただいた意見・提言と併せ，京都市民長寿すこやかプラン推進協議会に報告し，第4期プランを策定するうえで参考とさせていただきます。

③ 京都市政出前トーク等の実施

本市の職員が，市民の身近な場所に出向いて市政について説明し，市民の市政に関する理解を深め，これからのまちづくりについて共に考えるきっかけをつくることを目的として実施している京都市政出前トークや各種会合等，合わせて40回以上行い，あらゆる機会を活用する中で，1,580名にもものぼる市民の皆様に，介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況，第4期プランの策定等について共に考える学習機会を積極的に提供しました。

